

## ○福岡大学研究倫理規程

平成27年3月24日

制定

平成27年4月1日施行

### (目的)

第1条 この規程は、福岡大学において研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定めることにより、もって本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の教育職員、研究者のほか、本学において研究活動に従事する全ての者をいい、学生であっても、研究に関わるときは、これに準ずるものとする。

### (研究者の責務)

第3条 研究者は、本学において遂行する学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、研究に取り組まなければならない。

- 2 研究者は、誠意と信念に従って、自らの責任で研究を遂行しなければならない。
- 3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、国際的に定められた規範、規約、条約、国内法令、告示、本学の学内規則等を遵守しなければならない。

### (研究者の倫理)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研さんに努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律等の理解に努め、これを尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、それぞれの役割分担及び責任を明確にし、互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対し、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生に研究上又は教育上の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。
- 6 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めな

ればならない。

- 7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(情報等の収集及び管理)

- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等(以下「情報等」という。)を収集しなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した情報等を適切な期間保管し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第6条 研究者が人の行動、環境、心身等に関する個人の情報等の提供を受けて研究を行うときは、その提供者に対し、情報等の収集目的、収集方法、発表方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等からの情報等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

- 第7条 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した情報等で、個人を特定できるものについては、これを他に漏らしてはならない。

(材料等の安全管理)

- 第8条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する規則等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって適切に処理しなければならない。

(研究成果発表)

- 第9条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得その他合理的理由のため公表に制約のある場合は、合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ)

- 第10条 研究者は、研究活動に主体的に携わり、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合は、適切な論文の著者であること(オーサーシップ)が認められる。

#### (不正行為の禁止)

第11条 研究者は、研究成果発表における不正な行為が、本学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次の各号に掲げる当該行為をしてはならない。

- (1) 捏造 データ、研究結果等を偽造、又はこれら偽造したものを記録、報告又は論文等に利用すること。
  - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 2 研究者は、研究成果の発表にあたり、先行研究を精査の上、これを尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切かつ誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

#### (研究費の適正執行)

第12条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等から提供されていることに留意し、研究費の適正な執行に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究費の使用にあたり、法令、当該研究費の使用に係る規則及び研究費執行に関する学内規則等を遵守しなければならない。

#### (評価の公平性)

第13条 研究者は、他者の研究業績等の評価に関わる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価に関する規程、審査要綱等に従い、誠意をもって評価しなければならない。

#### (本学の責務)

第14条 本学は、この規程の周知徹底を図り、研究倫理に関する意識を高め、適正な研究活動のための措置を講ずるものとする。

- 2 本学は、不正行為の事前防止を図るため、研究倫理教育責任者を配置し、研究者に対する研究倫理教育を実施する。

#### (補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、人を対象とする研究倫理、研究倫理教育の運営等については、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。